

5 特報部

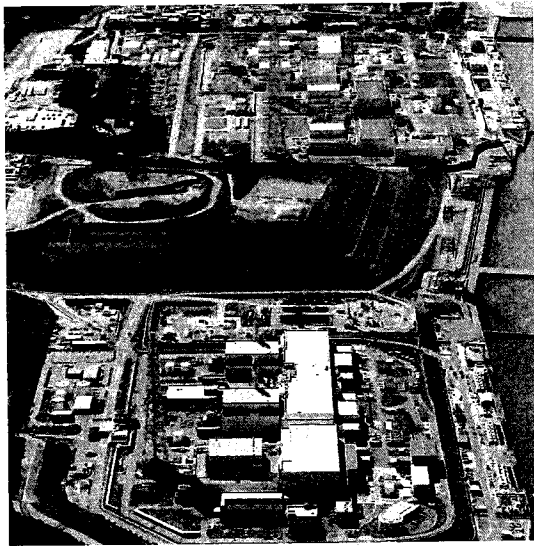
FAX 03 (3595) 6911 Eメール tokuho@chunichi.co.jp

新潟・柏崎「核のごみ」に累進課税条例案

捨て場所なく

低い実効性

東京電力柏崎刈羽原発が立地する新潟県柏崎市が、使用済み核燃料の保管期間に応じて税額を決める全国初の制度の創設を目指している。核のごみの搬出を促す狙いがあるという。ただ、制度ができて課税は当面できない仕組みで、「骨抜き」「ザル」という批判が湧き上がっている。(榊原崇仁)



「法的な裏付けをもって感染拡大防止の政策が実施

す併

策を講じなければならぬ

だが、ちょっと待て。宣言に走る前に、政府は打

な補償が不可欠だ」と語っ

「使用済み核燃料を長期間保管することは認めない」という意思表示になる」。同市の桜井雅浩市長は先月二十日、新制度について東電と合意したのを受けて、報道陣にこう語った。市には使用済み核燃料に課税する制度が二〇〇三年からあり、今回はそれを見直す形。一発当たり四百八十円の税額を六百二十円に引き上げるとともに、保管期間が長くなるに連れて高い額を課す「経年累進課税」を導入する。十五年以上になると毎年五十円ずつ加算し、上限の五年目からは一律二百五十円とする。同原発は全基が運転停止中で、5〜7号機は隣接する同県刈羽村に立地。市内にある1〜4号機に保管されている六千九百四十九体の使用済み核燃料のうち五千五百三十三体(一月現在)が保管期間十五年以上になる。今月二十一日に市議会会で関連条例案が採決される。核燃料への課税は自治体独自にでき、最初は福井県が一九七六年、使用中のものを対象に導入。他県や市町村にも広がり、同市のように使用済み核燃料を貯蔵しているところもある。各自治体は防災対策強化などの名目で課税してきたが、同市の場合には意味合いが異なる。市税務課の品田秀人課長代理は、使用済み核燃料でも危険は残り市民生活を脅かす恐れがあるとし「本来なら市内に置くべきではない。搬出を促すため、長期保管は高コストと考えた」と説明する。しかし、懐疑的に見る人も少なくない。同原発の誘致時から反対運動に携わってきた元市議の矢部忠夫さん(せも)は「条例案は根幹部分が骨抜きになっている」と訴える。

矢部さんが問題視するのは、経年累進課税を始める時期。条例案には「使用済み核燃料を原発敷地外へ搬出できるようにした翌年から加算」とある。搬出先の当てがないか、東電がまだ確保できない」と主張すれば課税できないと考えられる。実際、搬出先として想定される使用済み核燃料の中間貯蔵施設(青森県むつ市)と再処理工場(同県六ヶ所村)はいずれもまだ稼働していない。原発反対派の星野幸彦市議は「搬出のめどが立たず、早期搬出は促せない。『ザル条例』にすぎない」と批判する。星野氏は、「条件付き原発再稼働容認」という立場で二〇一六年十一月に初当選した桜井市長の狙いを「秋の市長選で原発反対派の関心も引こうと、『やっつける感』を出そうとしているのではないか」とみる。中間貯蔵施設と再処理工場の稼働は早ければ二年度とされるものの、再処理工場は一九九三年の着工後、トラブルが相次いで完成が二十年以上遅れている。使用済み核燃料から抽出したプルトニウムを燃やす高速増殖炉型炉「もんじゅ」も廃炉が決まり、核燃料サイクルは事実上、破綻している。そうした状況で、使用済み核燃料をどうするかは各原発共通の課題。敷地に貯蔵できる量が限界に近づいている原発もある。柏崎市出身の菅井益郎・国学院大名教授(日本公費史)は「重要なのはこれ以上、核のごみを増やさないこと。早々に原発の稼働をやめないといけない」と語った。

長期保管の解消狙うも「根幹が骨抜きに」

「法的な裏付けをもって感染拡大防止の政策が実施す併」

Table with financial data, including stock market information and various numerical values.